

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年11月16日(月)

今週のことば

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)
アジア太平洋地域の自由貿易協定として、15カ国(ASEAN10カ国、日中韓蒙NZ)が署名。世界の人口やGDPの約3割、日本の貿易額のうち約5割を占める。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

11/16(月) 大安
17(火) 赤口
18(水) 先勝
19(木) 友引
20(金) 先負
21(土) 仏滅 プロ野球・日本シリーズ開幕
22(日) 大安 小雪

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/9(月)	24,840 △515	103.50 ▼0.08
10(火)	24,906 △66	105.04 ▼1.54
11(水)	25,350 △444	105.39 ▼0.35
12(木)	25,521 △171	105.27 △0.12
13(金)	25,386 ▼135	105.06 △0.21

令和2年分の年末調整のポイント

◎令和2年分からの改正……①基礎控除額を10万円引上げ等、②給与所得控除額を10万円引下げ、給与収入850万円超の控除額は195万円が上限、③給与収入850万円超で子を有する場合などに最大15万円を控除する所得金額調整控除の創設、④扶養親族等の合計所得金額要件を10万円引上げ、⑤現に婚姻をしていない「ひとり親」に対する控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し、があります。

◎年末調整の対象者……原則として「扶養控除等申告書」を提出し、年末まで勤務している方が対象となりますが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。なお、給与以外の所得があるなどで確定申告をする方でも、対象者は年末調整を行います。

◎年末調整の対象となる給与……1月から12月までの間に支払うことが確定した給与です(未払いがある場合でも対象)。また、年の途中で就職した方が、別の会社から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします(前職の源泉徴収票で確認)。なお、新型コロナの影響で休業を実施した際、従業員に支給した休業手当は給与に含めます。

◎配偶者控除等の適用……配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けられるのは、給与所得者本人の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合です。

◎扶養控除の適用……控除対象となるのは、本人と生計を一にする16歳以上の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で合計所得金額が48万円以下の場合です。別居している場合でも常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合であれば対象になります。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

年末にふるさと納税を行う場合の留意点

年末に向けて、ふるさと納税を行う方が多くなりますが、今年は新型コロナの影響を受けた生産者や事業者の支援に繋がる返戻品を用意している自治体や、医療従事者の方などを支援する寄附を募集している自治体も多くあります。

本年分のふるさと納税として税の控除を受けるには、年内に寄附金が支払われている必要がありますので、年末にふるさと納税を申し込む場合は、各自治体の支払い方法ごとの期限を確認します。

また、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例を利用する場合は、自治体に申請書の提出が必要ですが、提出期限は寄附をした翌年1月10日(必着)までとなっています。

納税の特例猶予は国・地方で1兆円超に

新型コロナの影響を受けた事業者に対して、無担保・延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が本年4月30日から施行されています。

9月末までに国税については、20万3202件・7833億4500万円が特例猶予の適用を受けており、適用税額のうち消費税(地方消費税を含む)が約61%、法人税が28%を占めています。

また、地方税は18万4744件・2520億700万円が適用され、うち地方法人二税が約47%、固定資産税及び都市計画税が約41%を占めます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年分の年末調整のポイント

◆令和2年分からの改正事項

(1)基礎控除の見直し：控除額を10万円引上げ48万円になるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は適用されません。また、年末調整において基礎控除を受けるには「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となります。

(2)給与所得控除の見直し：控除額を一律10万円引下げるとともに、給与等の収入金額が850万円を超える場合の控除額は、195万円が上限額となりました。

(3)所得金額調整控除の創設：給与収入850万円を超える者で、本人が特別障害者に該当する場合や、23歳未満の扶養親族を有する場合、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%(最大15万円)を給与所得から控除する「所得金額調整控除」が創設されました。年末調整において所得金額調整控除を受けるには、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

(4)扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し：各種所得控除(配偶者控除や扶養控除など)を受けるための要件となる扶養親族等の合計所得金額が、それぞれ10万円引上げられました。

(5)ひとり親控除の創設及び寡婦(寡夫)控除の見直し：婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない者のうち、生計を一にする子を有すること、合計所得金額が500万円以下であること、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと、を全て満たす場合に受けられる「ひとり親控除」(35万円)が創設されました。また、寡婦(寡夫)控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組され、扶養親族を有する寡婦に上記とが要件に追加されるなど見直されました。

なお、本年の年末調整で、新たに「ひとり親」に該当する場合(寡夫又は特別の寡婦に該当する旨の「扶養控除等申告書」を提出していた者が「ひとり親」に該当する場合を除く)や、既に寡婦、寡夫又は特別の寡婦に該当する旨の「扶養控除等申告書」を提出している者が「ひとり親」又は改正後の寡婦に該当しない場合、その旨を「扶養控除等申告書」に記載して提出する必要があります。

◆年末調整の対象者

年末調整の対象者は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しており、1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人(青色事業専従者も含む)です。ただし、1年間の給与総額が2,000万円を超える人や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人は除きます。

◆年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日まで(年の途中で亡くなり退職した人等は、その時まで)の間に支払うことが確定した給与です。したがって、実際に支払ったかどうかに関係なく未払の給与もその年の年末調整の対象となります。

なお、年の途中で入社した人が、入社前に別の会社で給与を受け取っていた場合は、その給与を含めて年末調整を行う必要があるため、前の会社から交付を受けた源泉徴収票などで確認します。

◆配偶者控除又は配偶者特別控除の適用

年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けられるのは、本人の合計所得金額が1,000万円以下(給与所得だけの場合は給与収入1,195万円以下、所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円以下)で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下(給与所得だけの場合は給与収入201万5,999円以下)の場合です。また、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

◆扶養控除の適用

控除対象扶養親族は、本人と生計を一にする年齢16歳以上の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)又は里子や養護老人のうち、合計所得金額が48万円以下(給与所得だけの場合は給与収入103万円以下)の人です。なお、「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合などは、「生計を一にする」として取り扱われます。

◆生命保険料控除の対象

親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金であっても、所得者本人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。ただし、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが本人又はその配偶者その他の親族(個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者)でなければなりません。